

# 陳 情 一 覧 表

令和2年3月盛岡市議会定例会（令和2年2月21日）

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
1	R2.2.18	公務・公共サービスの拡充を求め る陳情書	岩手県盛岡市紺屋町7-26 盛岡市公共職業安定所内 岩手県国家公務関連労働組合共闘 会議 議長 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

2020年2月17日

盛岡市議会議員 様

岩手県国家公務関連労働組合共闘会議

議長

020-0885 岩手県盛岡市紺屋町7-

盛岡公共職業安定所内

電話・FAX019-626-2450

## 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書

東日本大震災の発生から間もなく9年が経過、この間、公務労働者は国・地方を分かつ、復興の実現に向けて全力でとりくんできました。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮してきたところです。また、2019年に発生した台風19号に象徴される頻発する自然災害、格差と貧困の拡大、蔓延する長時間労働に対して安心・安全な暮らしを求める国民の行政へのニーズが高まっています。

しかし、それらのニーズに応えるべき行政機関では人員が足りていない状況にあります。それは、国家公務員の定員の上限が「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」によって厳しく制限されているうえに、「定員合理化計画」で毎年2%（5年で10%以上）ずつ人員が削減されつづけ、とりわけ国民と直接向き合って仕事をする地方出先機関で削減が顕著です。これでは、ますます国民の期待やニーズに応えることが困難になってしまいます。

一方で、脆弱になった行政体制を補完し、増加する行政ニーズに対応するため、非常勤職員が多く採用されています。その数は約8万人にのぼり、安定した行政運営に不可欠な存在となっています。しかし、非常勤職員の処遇は劣悪で雇用も不安定（有期雇用）であることから「官製ワーキングプア」と批判されています。

2018年4月から民間労働者には無期転換申込権が生じていますが、公務で働く非常勤職員にはその権利も認められていません。また、期間業務職員の更新は、公募を原則とする運用が硬直的に行われていることから「パワハラ公募」といわれ、行政の専門・継続性にも悪影響を及ぼしています。

以上のような趣旨から、以下の項目について、国に働きかけていただくよう陳情します。

### 【陳情項目】

- 1 「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、第一線に定員削減を押し付ける「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」は撤回すること。
- 2 非常勤職員の安定雇用のため以下の事項を実現すること。
  - (1) 恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。
  - (2) 労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。
  - (3) 期間業務職員の更新に係る公募要件は撤廃すること。

以上

陳情第 1 号

